



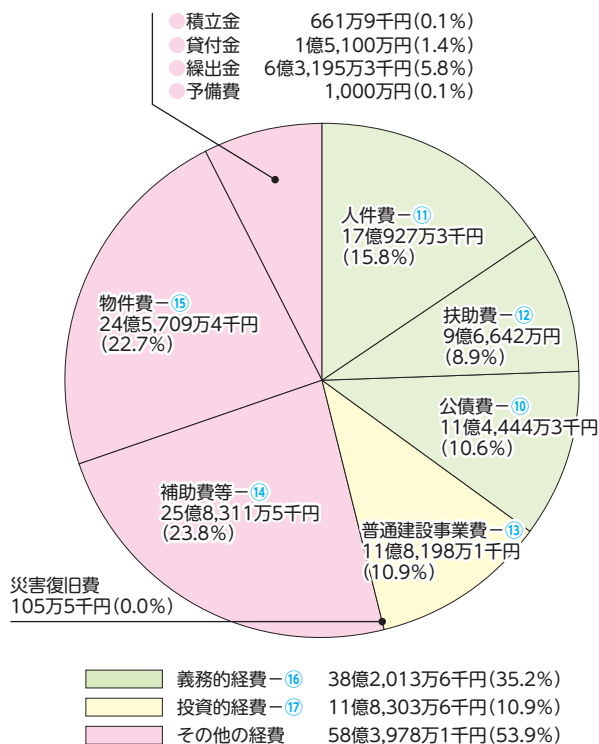
# 一般会計予算額は前年度当初比



グラフや本文中の①～⑰の用語を説明します

- ① **町税**：町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税など。
- ② **分担金及び負担金**：町が特定の事業を行う場合に、その経費に充てるため、特別に関係のある人から経費の全部または一部を徴収したお金のこと。
- ③ **使用料及び手数料**：町の施設の使用料や、証明書等発行の際の手数料など。
- ④ **繰入金**：基金や特別会計から一般会計に繰り入れられるお金のこと。
- ⑤ **町債**：町が資金調達のために行う長期借入（借金）のこと。
- ⑥ **地方交付税**：自治体ごとの税収の差をならし、どこでも一定水準以上の行政サービスを提供するため、国の税金（所得税、法人税、酒税など）の一部を地方自治体に配分するお金のこと。
- ⑦ **国庫・県支出金**：特定の事業をするために、その経費に使うことを条件として、国や県から交付されるお金のこと。
- ⑧ **自主財源**：町税や使用料・手数料など、町が独自に調達するお金のこと。
- ⑨ **依存財源**：地方交付税や国・県支出金など、国や県から入ってくるお金のこと。
- ⑩ **公債費**：地方債の元金と利子などの返済に充てる経費のこと。
- ⑪ **人件費**：職員の給与、議員や委員の報酬などの経費のこと。
- ⑫ **扶助費**：高齢者や児童、障がい者などを援助するための経費のこと。
- ⑬ **普通建設事業費**：道路や橋りょう、学校、公共施設などの建設に要する経費のこと。
- ⑭ **補助費等**：一部事務組合や各種団体などへ負担金、補助金として支払う経費のこと。
- ⑮ **物件費**：臨時職員の賃金、事業の委託料、郵便料や印刷製本費などの経費のこと。
- ⑯ **義務的経費**：法令や、その性質により支出が義務付けられている経費のこと。全体に占める割合が高いほど財政の硬直化を示す。
- ⑰ **投資的経費**：支出の効果が社会資本の形成に向けられる経費のこと。全体に占める割合が高いほど歳出の自由度が高いといえる。

## 一般会計歳出（性質別）



## 平成29年度特別会計予算

特別会計予算総額は35億972万3千円

美郷町には4つの特別会計があります。特別会計とは、特定の事業を行う場合に、特定の歳入をもってその特定の歳入に充てるもので、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設置されます。各会計の平成29年度予算額は次のとおりです。

■各会計の予算額 ※（ ）内は前年度当初比

国民健康保険特別会計	29億1,296万1千円(▲3.1%)
下水道事業特別会計	2億487万2千円(3.9%)
農業集落排水事業特別会計	2億1,358万7千円(8.5%)
後期高齢者医療特別会計	1億7,830万3千円(▲4.2%)

## 平成29年度水道事業会計予算

収入:6億832万8千円 支出:6億5,811万円

水道事業に関して、平成29年度より地方公営企業法を適用した企業会計となりました。